

令和8年度

第1回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 20 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 45 分

2 開催場所 葵消防署 7 階 講堂

3 出席委員 (17 人)

1 番 赤堀 岳子	3 番 海野 光祥	4 番 大原 克仁
5 番 小村 寿文	6 番 佐藤 操	7 番 柴 貞夫
8 番 柴 善久	9 番 杉山 和夫	10 番 鈴木 茂樹
11 番 仁藤 真理子	12 番 平岡 知明	13 番 深井 暁美
14 番 松永 信彦	15 番 望月 均	16 番 望月 和加代
18 番 山本 卓雄	19 番 吉澤 敬子	

4 欠席委員 (2 人)

2 番 漆畑 裕樹 17 番 森 奈穂子

5 出席した事務局職員

事務局長 太田 伸二、次長 杉原 義人、次長補佐兼農地係長 長谷川 雅彦、
主幹兼農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農政係長 伊東 史弘、副主幹 佐野 絢也
主査 小川 久美子、主査 丸山 美咲、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 奥津 史郎
主事 瀧口 かなこ、主事 小島 壘

6 議事内容

(審議案件)

議案第 1 号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
議案第 6 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について

(報告案件)

- 報告第 1 号 令和 7 年度静岡市農業委員会事業報告について
- 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消について
- 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 7 号 令和 8 年度静岡市農業委員会事務局職員の任免について

7 会議の概要

議 長 ただいまから、令和 8 年度第 1 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、2 番 漆畑 裕樹 委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。また、お見えになっていない委員が 1 名おりますが出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

13 番 深井 暁美 委員、14 番 松永 信彦 委員をお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には 議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。なお、会議録を作成しますので、発言の際は 必ずマイクを持ってから、発言を始めてください。それでは、最初に議案第 1 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 1 ページをお願いいたします。**【議案第 1 号朗読】** 計画案は、2 ページから 44 ページ に記載のとおり 268 件です。

事務局 それでは、議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」説明いたします。今月末に静岡県農業振興公社に提出を予定している「農地中間管理事業」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項により、農業委員会にご意見をお伺いするものです。伺ったご意見は、農用地利用集積等促進計画案に添付し、静岡県農業振興公社へ提出ののち、県の認可により効力が発生します。今回の農地中間管理事業に係る促進計画（案）については、2

ページから 44 ページに記載のとおりで、貸借契約数としては 268 件です。促進計画書（案）の表ですが、左側から、整理番号、地区名、貸付人の住所氏名、借受人の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、賃借権等の種類、土地利用の作物等、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が「新規」か「更新」であることが記載してあります。また、別添の資料として、賃借年数と面積の総括表があります。農用地利用集積等促進計画総括表（案）と記載された資料です。そちらも参考までにご覧ください。また事前に事務局で精査しておりますが、計画が適法であるかどうか、担い手としてふさわしいかどうかの判断を農業委員の皆様、自身がお分かりになる範囲で、ご意見がありましたらお願いします。具体的には、借り受けた農用地の全てを効率的に利用するかどうか、農作業に常時従事すると認められるかどうか、他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的な農業経営を行うことが見込まれるかどうか、過去に違反転用をしていないかどうか、などが挙げられます。説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります。議案第 1 号 について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 1 号について、表決をとります。本計画案に対し、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 1 号は、計画案に対し、「意見なし」とします。次に、議案第 2 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 45 ページをお願いいたします。**【議案第 2 号朗読】**申請件数は 10 件、詳細は 46 ページから 48 ページ に記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が 8 件、賃借権設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 1 番葵区の案件です。現況は、普通畑で賃貸借権の設定の申請です。譲渡人は経営規模を縮小したく借りてくれる人を探していたところ譲受人と話がまとまり申請に及びました。賃貸借権の設定後はびわ、いちじく、すももなどの果樹を引き続き育てていきます。申請番号 2 番駿河区の案件です。現況は、畑で所有権移転の申請です。この地区では土地区画整理を行っており、減歩により所

有地の面積が減ることを避けるため、減歩分を買い戻すための申請です。所有権移転後は引き続き水稻の苗を育てていくとのこと。

7 番 ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 申請番号3番清水区の案件です。現況は、畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は遠方に居住し耕作不便により、譲受人は農業を営んでおり経営規模拡大のため自身の畑の近隣の申請地を耕作します。栗、柿、梅など落葉樹を栽培していきます。申請番号4番清水区の案件です。現況は、畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足により、譲受人は農業を営んでおり経営規模拡大のため自身の畑の近隣の申請地を耕作します。野菜を栽培していきます。申請番号5番清水区の案件です。現況は、畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足のため、譲受人は、農業を営んでおり、経営規模を拡大するため申請に及びました。みかん、栗、タケノコを栽培していきます。申請番号6番葵区の案件です。現況は、畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は耕作不便のため、譲受人は経営規模を拡大するため申請に及びました。じゃがいも、根菜類、玉ねぎ、白菜、大根等を栽培していきます。申請番号7番葵区の案件です。現況は、畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は労力不足のため、譲受人は経営規模拡大するため申請に及びました。製茶機、草刈機、ショベルカー、噴霧器等を所有しており、既に当該地を母親と耕作しております。杜仲茶、玉ねぎ、馬鈴薯、人参を栽培していきます。

9 番 以上、職員から説明がありました5件を2班として許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 申請番号8番葵区の案件です。現況は、田及び畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、近隣で水田耕作をしており、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。申請地は引き続き水田として耕作していきます。畑は野菜を育てていきます。申請番号9番葵区の案件です。現況は、畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、近隣で茶畑を耕作しており、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。申請地は引き続き茶畑として耕作していきます。申請番号10番清水区の案件です。現況は、畑で、使用貸借による権利の設定の申請です。申請事由ですが、譲受人は、野菜を耕作できる農地

を探していたところ、譲渡人と話がまとまり申請に及びました。梅の木の部分は譲渡人がこのまま管理するため、譲受人へ787.5㎡貸出し、野菜を育てていきます。

18 番 以上、職員から説明がありました、3件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 申請番号2番の件。所有権移転が無償になっているが、売買金額が載っています。どういうことか説明をお願いします。

事 務 局 事務局のミスです。無償と聞いておりましたが、売買代金が発生するとのことで、有償でありました。

6 番 申請番号8番の件について、50万円は安すぎなのではないでしょうか。お互いがよければそれでよいのか。

事 務 局 行政書士が間に入っておりまして、書士が作った申請書です。金額としては50万という金額は間違いありません。

6 番 お互いがよければいいと思いますが、行政書士が入っているのであればよいかと思います。

議 長 発言もないようですので、議案第2号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の49ページをお願いいたします。**【議案第3号朗読】**申請件数は1件、詳細は50ページに記載のとおりです。

議 長 それでは、地区審査を行った1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号1番、駿河区の案件です。現況は畑です。申請事由ですが、申請人は土地改良事業による造成工事により、元々設置されていた営農型太陽光発電設備を撤去しており、造成工事完了に合わせて再度設置するための申請です。一度撤去をしているため新規での申請扱いとなります。農地区分は農用地区域内農地であり一時転用期間は3年となります。3月23日に土地改良組合会長、隣接地所有

者、JA、中部農林を集めて協議の場を開いており、地域計画に支障がないことについて同意を得ております。パネルの下部における作付予定の作物はオリーブで、知見を有する者として沼津市でオリーブ園を営み近隣市町に栽培指導を行っている愛鷹オリーブ園の代表からは遮光することによってオリーブの成長速度を抑えることができ、オリーブの木を強くすることができ早く結実できるという旨の意見書も添付されています。

7 番 ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12 番 今回オリーブを作付けるということですが、その前の作物を教えてください。
事務局 お茶、かぶせ茶です。遮光して育てることができるお茶を育てていたと聞いております。

議 長 営農型太陽光発電については今後、国が厳しい対応の方針を示していると聞いています。我々農業委員会としても営農型太陽光発電については色々と勉強しないといけないと思います。しっかりオリーブが育っていくか見ていきましょう。

15 番 営農型太陽光ですが、一時転用が3年ということだが、オリーブを植えても収穫がないですよね。3年後の更新時に何を基準に判断するのか、ある程度基準がないと、どんどん伸びていってしまう。その間に売電はしているわけですから、失敗しても関係ないということになってしまうのではないかと。オリーブの専門家からはいいということでしたが、3年では実績がでてこないと思うが。3年目どうするのか、農業委員会で考え方を整理しておかないと結論も出しにくいのかと思います。今後の検討事項としていただきたいと思います。

事務局 オリーブについては5年目から収穫できるような計画をいただいています。収穫まで年数を要する場合は、成長の指標をいただいておりますので、それに合致するように成長していればクリアできるということになっております。

11 番 基盤整備で何年か育てていたオリーブを一旦やめて、もう一度植え直して太陽光パネルを設置するということだと思いますが、オリーブの木はかなり成長します。育て方によって剪定をして抑えるような方法にすれば太陽光のパネルでも支障ないかと思います。野菜の作物の上にパネルがあるのは時々見かけますが、大きな木があってさらに高いところに太陽光パネルがあるものは見たことがないので、

申請者がどのような育て方をするかわかりませんが。

12 番 事務局 栽培の関係で、地植えですか、ポット栽培ですか。

事務局 地植えで、ポット栽培ではありません。

事務局 補足として営農型太陽光の申請を受けた場所については、農水省のガイドラインの中で毎年報告をいただくこととなりますので、毎年設置者から生育状況や栽培状況の報告をもらっています。先ほど3年更新と説明しましたが、更新時に営農型太陽光は慣行栽培での収量の概ね8割を確保しなければならないので、そういったところも確認をします。植えてからどのように収量をみるのかというのは状況によって違うのですが、基本的にはその時点で平均的な収量の8割を概ね確保できていれば更新は可能となりますので、その時点の総会に諮って許可していく手続きになります。

議長 発言もないようですので、議案第3号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第4号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の51ページをお願いいたします。**【議案第4号朗読】**申請件数は3件、詳細は52ページから53ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が1件、使用貸借による権利の設定が2件です。

議長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番清水区の案件です。現況は、畑で、使用貸借権の設定です。使用受人は、地権者の子供です。現在、アパート暮らしですが、高齢の両親を助けながら生活するため父の所有する当該地を借り受け、住宅を建てるために申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性も検討され、敷地内に浄化槽を設置し西側道路側溝へ排水します。周囲はコンクリート擁壁を設置し被害防除します。転用計画平面図から転用面積も適当と思われます。

9 番 以上、職員から説明がありました1件を2班として許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 申請番号2番清水区の案件です。現況は畑で、所有権移転の申請です。申請人は、現在、家族3人でアパート暮らしをしていますが、妻の実家に近い申請地に

建築したく申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。被害防除に問題はなく、隣接農地の所有者には、了承をもらっております。排水処理は合併浄化槽にて処理後、南側道路側溝へ流します。建築図面より転用面積も適当と思われます。申請番号3番清水区の案件です。こちらは、総会前に説明しました追認案件のため、現在すでに住宅が建っておりますが、使用貸借権の設定の申請です。申請人は父親を含め家族4人で居住している住宅ががけ条例の危険区域にあたり、農家住宅を安全な場所に立て直したく、譲渡人である父と話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、周囲に農地がないため被害防除は問題なく、排水処理は、合併浄化槽にて処理後、西側道路側溝へ流します。建築図面より転用面積も適当と思われます。

18 番 以上、職員から説明がありました、2件につきましては、3班として、許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

議 長 発言もないようですので、議案第4号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第5号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局 議案書の54ページをお願ひいたします。**【議案第5号朗読】**申出は2件、詳細は55ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、生産緑地の買取りの申出を行う際に添付が求められている証明書で、死亡または故障した方が、当該生産緑地における農業の主たる従事者に該当することを証明するものです。整理番号1番です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約180日農業に従事していました。4月6日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号2番です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。4月6日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第5号について、発言のある方は挙手をお願ひします。

議長 発言もないようですので、議案第5号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第5号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第6号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の56ページをお願いいたします。**【議案第6号朗読】**内容は57ページから59ページに記載のとおりです。担当職員から説明いたします。

事務局 議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について」ご説明いたします。まず初めに配布した右上に資料1と書かれた資料の1ページ目をご覧ください。「農業委員会による最適化活動の推進等について」の内容とありますが、これは農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、「農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検評価の実施、その結果の公表、報告等」に取り組むこととされています。具体的には、農業委員会は毎年度、最適化活動に係る目標を設定します。表に記載のとおり、成果目標として①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進があり、活動目標として④活動強化月間の設定、⑤新規参入相談会への参加があります。そして推進委員が活動の記録簿を作成し、その記録に基づいて活動の点検・評価を行い、その結果を公表・報告することとされています。そのため本議案は、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、総会で承認をもとめるものです。それでは57ページをご覧ください。まず「1 農業委員会の状況」についてですが、これは、令和8年4月1日時点での、「農業委員会の現在の体制」、「農家・農地等の概要」について報告したものとなります。このページ中段の「2 農家・農地等の概要」の左側の表における「総農家数」、「農業経営体数」、真ん中の表の「基幹的農業従事者数」は、直近の農林業センサス2020における調査結果から引用してきたもので、さらにその右側の表、認定農業者等の「経営体数」については、令和7年度の「担い手の農地利用集積状況調査」に基づくものとなります。（その下の表「耕地面積」は、国の調査である「令和6年度耕地及び作付面積統計」に基づくものとなります。なお田と畑の合計が実際の計算と一致しませんが、これは端数を四捨五入して表示しているため、このように表示されています。今回は令和6年度の数値を用いています。次のページをご覧ください。「2 最適化活動の目標」です。ここからは、令和8年度における最適化活動の目標設定についてご説明いたします。大きく分けて、「農地の集

積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つに関する目標設定を行っております。成果目標の1つ目は「(1) 農地の集積」です。現状及び課題」ですが、管内農地面積「3,940ha」に対して、令和7年度末時点の集積面積は「1,819.5ha」となり、集積率は46.2%となっております。集積に関する課題としましては、「農業者の高齢化が進行する中で、規模拡大等による農地集積は思うように伸びないことから、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人の確保を行うことが急務」となっております。その下、「②目標」ですが、今年度の新規集積面積の目標は267haで集積率の目標としましては、約52.9%です。これは、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における令和12年集積目標である集積率80%に合わせ、設定いたしました。そして、それを最終的なゴールとして、現在の集積率を基準に、算出したものが今年度の目標の52.9%となります。この、算出方法については、資料1の2ページ目をご覧ください。これは、耕地面積の増減予測と集積目標をグラフにしたものです。算出方法としては、令和12年に集積率80%となるよう、毎年必要な集積率を均等割し、設定しております。令和12年に集積率80%を達成するためには、現在46.2%の集積率に対して、令和8年から令和12年までの5年間で、毎年約6.9%の割合で集積をすすめていく必要があります。そのため、令和8年度の新規集積面積の目標は267haとなります。これを進めるための取り組みとしては、地域計画の継続的な取り組み、積極的な農地中間管理事業の周知や、市補助事業の積極的な活用を行ってまいります。なお静岡県からこの80%という目標値が示された令和3年時点においては、静岡県における担い手への農地集積率は44.8%と全国平均の58.9%を下回っておりました。今後も農業者の減少や高齢化が続くことが予想されるなか、今後未利用となる農地の増加が懸念されています。農地利用最適化推進委員においては、この目標を目指すことを意識して最適化活動に取り組むよう求めていきます。では、議案書の58ページに戻っていただき、中段をご覧ください。「(2) 遊休農地の解消」についてです。①現状及び課題」ですが、令和7年度農地利用状況調査の結果、1号遊休農地、すなわち再生利用が可能な遊休農地は、17haでした。そのうち緑区分、これは草刈り等で簡易に再生が可能な状態となりますが、14ha、また、黄色区分、トラクター等再生には重機を要する状態が3haでした。「②目標」ですが、まず、既存の緑区分遊休農地の解消に関しては、令和3年度の面積に対して、毎年5分の1ずつ遊休農地を解消することとされています。そのため、令和

3年度の利用状況調査における緑区分遊休農地面積18haを毎年3.6haずつ解消していくこととなります。ただ端数処理で4haとの表示になっています。その下、黄色区分遊休農地の解消に関しては、これを解消するための工程表を定めることを目標としております。別紙の資料1の3ページ目をご覧ください。こちらが工程表(案)となりますが、令和7年度の農地利用状況調査にて確認できた3haの黄色区分遊休農地の解消方針の概要としては、農地利用最適化推進委員による農地パトロールのほか、市単事業である荒廃農地再生・集積促進事業の積極的な活用により、担い手への農地の貸借をすすめ、毎年0.6haの解消を目標とする工程表といたしました。議案書58ページに戻っていただき、最下段のイ、新規発生遊休農地の解消面積についてです。前年度、すなわち令和7年度に新規発生した緑区分の遊休農地を、令和8年度中にすべて解消することになっているため、令和7年度緑区分新規発生面積である3haの解消を目標に進めてまいります。次のページをご覧ください。続いて59ページの「(3)新規参入の促進」です。現状及び課題」ですが、過去3年の新規参入実績は記載のとおりです。令和7年度は、18経営体、24.8haの新規参入がありました。その下「②目標」について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割を設定することとなっているため、8.5haとしております。なお、この面積は、農地利用意向調査により、中間管理等の貸付を希望し、かつ関係機関への情報提供に同意があった農地について、これを白紙委任と考え、新規参入者への貸付可能面積とします。ここまでの最適化活動に関する成果目標であり、達成すべき水準となります。次に、その成果目標を達成するため、具体的に行う活動目標についてご説明いたします。まず、「2 最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う目標日数」は、昨年度と同様に、1人当たりの活動日数を1月当たり10日といたしました。次に(2)活動強化月間の設定です。まず、7月に、「遊休農地の解消」を取組項目として設定し、利用状況調査の研修会を実施する予定です。そして、10月～12月ですが、農地利用状況調査を終え、農地の所有者に対して、意向調査を行う時期となります。その調査内容について、推進委員にも周知を行い、農地中間管理事業等に関する問合せが、推進委員に直接あった場合は、対応していただきます。これにより、中間管理による貸借につなげていきます。最後に6月、12月の取組項目は、農地の集積です。中間管理による貸借契約が満期になる方に向けて通

知を送る際、この内容について、推進委員にも周知を行い、積極的な貸借を働きかけていきます。その下、(3) 新規参入相談会への参加目標です。今年度は、令和8年9月頃に行う農地貸借の契約会時に、新規就農希望者がいた場合、担当地区の推進委員に同席していただき、営農計画書の確認等、就農に関する相談を行う予定です。以上、令和8年度最適化活動の目標となります。本議案承認後は、静岡県農業会議の確認を受けたうえで、都道府県知事に報告し、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、インターネットを通じて公表するものとなります。ご審議をお願いします。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 私たちの任期が書かれていますが、間違いなのではないか。

事務局 令和10年3月31日の間違いです。

議長 発言もないようですので、議案第6号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数により、議案第6号は、原案のとおり承認いたしました。

議長 ここからは報告事項に入ります。報告第1号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の60ページをお願いいたします。**【報告第1号朗読】**事業報告は、別添の資料2に記載のとおりです。内容につきましては、佐藤副会長から「1 実施概要」の説明をお願いし、「2 農業委員等及び職員の構成」以降の説明は事務局より行います。

6番 それでは、令和7年度の農業委員会事業報告を説明させていただきます。別添の資料2—1の「事業報告書」をご覧ください。「1 実施概要」を読み上げさせていただきます。本市は、海岸から山間地まで自然的・社会的条件の異なる広い区域において、都市部にあっては平坦な農地、中山間地域にあっては傾斜地を利用した農業が営まれており、良好な環境や景観を維持する多面的機能や、良質な農産物を提供している。しかしながら、農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害、耕作放棄地の拡大、更に消費者の求める食の多様化への対応など、様々な問題を抱えている。このため、活動においては、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規

参入の促進」を三本柱に、「農地等の利用の最適化の推進」を強力に進めることが求められている。これを受け、令和7年度は、次のとおり実施してきた。「担い手への農地利用の集積・集約化」においては、認定農業者、新規就農者を中心に集積を行い、令和7年度末の担い手への農地集積面積は、1819.5ha となっている。「遊休農地の発生防止・解消」においては、遊休農地約 13.2ha を解消するとともに再生利用が困難な農地約 25.8ha の非農地化を実施した。「新規参入の促進」においては、令和7年度は、推進委員が日々行う最適化活動により、就農希望者からの相談対応を随時行った。また、地域計画の変更にかかる協議の場に、農業委員、推進委員が参加し、地域の農業の現状や課題、将来における農地利用の姿などについて農業者や関係機関と話し合いを行った。その他、本市の農業が社会・経済の環境変化に対応し発展できるよう、地域農業者の意見を組み入れ、国・県・市に対し、農業関連施策のより一層の推進について、意見・要望等の活動を実施した。これ以降の説明につきましては、事務局より行います。

事務局

それでは、引き続き事務局より報告いたします。1 ページ下段の「2 農業委員等及び職員の構成」ですが、農業委員 19 人、農地利用最適化推進委員 37 人、事務局職員 24 人 という体制で農業委員会事務を執り行いました。その次、2 から 4 ページに掛けて、「総会運営委員会」、「農地地区審査会」、「総会」のそれぞれについて、毎月の開催日と協議内容を記載しております。そして、5 ページには上段に農政対策委員会や農地利用最適化委員会の専門委員会の開催状況、下段には、総会と併せて行った研修会や、1 月、2 月に視察の受け入れを行いました他市農業委員会への対応状況などを記載しております。続きまして 4 ページ、「4 農政関係業務」になりますが、遊休農地対策として、農業委員、最適化推進委員による納税猶予や生産緑地の対象農地の現地確認のほか、前年度に遊休化した農地を中心に、地区補助員 69 名を加えて農地利用状況調査を実施しました。このうち再生可能農地として報告された 347 筆約 22ha の所有者に対し、12 月に農地の意向調査を行い、その結果として、令和7年度は 227 筆、約 13.2ha の遊休農地が解消されました。また、清水区山原地区の 218 筆、約 25.8ha について、再生困難な農地の非農地化を実施しました。「要望活動の実施状況」は、市への農業施策に関する要望を令和7年 10 月 6 日に、市長あてに行い、同日、市議会正・副議長へ意見書の報告を行ったところです。また、下段の「農業委員及び最適化推進委員の活動状況」についてですが、農業委員と最適化推進委員の月別の活動件数、活動

形態別の活動件数を記載のとおり取りまとめております。そして、7ページに移りまして、農業者年金受託業務の実施状況や、その他農政業務として、相続税納税猶予や生産緑地の主たる従事者の証明に係る業務の実績を記載しております。7ページ下段からは、「5 農地業務の内容」としまして、農地を農地として使う農地法第3条許可に係る事由別の件数や、8ページに移りましては、3条の3（相続等）に係る届出の状況、また、4条・5条の許可・届出に係る転用目的別の面積と件数を記載しております。その他、9ページには、毎月の総会でも報告事項の中で説明しています18条6項（合意解約）の内容や、県から委託事務として行っている市内の国有農地等に係る業務の状況、1年間に交付した各種証明書の種別の件数を記載しております。ページをめくっていただきますと、折りたたんだA3の資料がありますが、令和7年度行われた12回の総会において審議・報告された農地法等に係る各事案の処理状況を、一覧として取りまとめた内容となります。主なものとして、農地法の権利移動関係では、農地法第3条許可が年間139件、面積ベースで約12.8ha、4条・5条の許可・届出による農地転用関係としては、年間741件、面積ベースで約30.8haでした。また、非農地証明については、年間78件、面積ベースで約6.9ha、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に基づく農地の貸借・売買、ほとんど貸借ですが764件、面積ベースで約108.7haでした。資料2-2をご覧くださいと、ただいま説明しました農地の権利移動や農地転用、非農地に係る直近3カ年の状況を取りまとめた資料になります。非農地につきましては、非農地証明のほか、非農地化判断した内容を含めたものを記載しています。最後に、資料最下段には、30aを超える許可・届出に係る転用案件についての目的別件数も記載してありますので、併せてご確認ください。説明は以上となります。

議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第1号を終わります。次に、報告第2号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の61ページをお願いいたします。**【報告第2号朗読】**通知は11件ございました。内容につきましては、62ページから63ページに記載のとおりです。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約について説明いたします。

整理番号 133 番は賃貸人が農地を売却するため合意解約しました。整理番号 134 番と 135 番は同一の案件です。134 番の賃借人と 135 番の賃貸人はこれ以外にも貸借契約があり、その契約と契約期間をそろえるため、一旦合意解約しました。整理番号 136 番から 139 番は同一の案件です。耕作者が規模縮小するため合意解約しました。続いて次のページ、整理番号 140 番と 141 番は同一の案件です。耕作者にとって農地の使い勝手が悪く、利便性が悪いため合意解約しました。整理番号 142 番と 143 番は同一の案件です。耕作者が高齢で規模を縮小するため合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第 2 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 2 号を終わります。次に、報告第 3 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 64 ページをお願いいたします。**【報告第 3 号朗読】** 受理件数は 19 件ございました。内容につきましては、65 ページから 70 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 3 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 3 号を終わります。次に、報告第 4 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 71 ページをお願いいたします。**【報告第 4 号朗読】** 受理件数は 31 件ございました。内訳としましては、所有権移転が 28 件、賃借権設定が 2 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。内容につきましては、72 ページから 79 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 4 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 4 号を終わります。次に、報告第 5 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書 80 ページをお願いいたします。**【報告第 5 号朗読】** 受理件数は 2 件ございました。内容につきましては、81 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 5 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 5 号を終わります。次に、報告第 6 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします

事務局次長 議案書の 82 ページをお願いいたします。**【報告第 6 号朗読】**届出は 34 件ございました。内容については、83 ページから 85 ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 6 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 6 号を終わります。次に、報告第 7 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 86 ページをお願いいたします。**【報告第 7 号朗読】**人事異動の内容につきましては、87 ページに記載のとおりです。

議 長 ただいまの報告第 7 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 7 号を終わります。以上をもちまして、第 1 回 静岡市農業委員会総会を閉会いたします。